

第94号
令和2年1月

福利

おき新聞



桜満開

写真提供:神谷安希

Contents

退職・異動されるみなさまへ	2	インフルエンザ予防接種補助について	8
退職後の健康保険制度について	3	被扶養者の認定状況の確認(検閲)について	9
知っておきたい公務員の年金制度	4	被扶養者の認定について	10
知っておきたい障害厚生年金	5	退職・転出による貸付金の償還について	11
平成30年度 特定健診・保健指導 実績	6	教育貸付けのご案内	11
スポーツ施設利用補助について	7	電話健康相談	12
平成31年度 セミナー報告	8	表紙の写真募集	12

退職・異動される組合員のみなさま

令和2年3月末に退職される方や4月から転出される方、所属所が変わる方など下記に該当する場合は所属所を通して手続が必要になります。(詳細は、2月下旬頃に各所属所へ通知を行います。)

1. 資格喪失

組合員が退職・転出する場合は、その翌日から組合員の資格を喪失します。資格喪失日以降、組合員証(保険証)等を使用すると、資格喪失後受診となり、医療費を返還していただくこととなりますので、速やかに手続をお願いします。

事由	必要書類
3月末退職	資格関係 ※再任用(フルタイム)が決定している方も手続が必要です。 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証(保険証)等の返却…所属所の事務担当者へお渡しください。 ※被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて返却してください。 組合員証等は、返却しましたか?
	年金関係 ※再任用(フルタイム)が決定している方は手続の必要はありません。 ①退職届書 ②履歴書…所属所長の 原本証明 があるもの。 (市町村費職員は各市町村長または、市町村教育長の証明する履歴書)
他の共済組合へ異動(転出)	資格関係 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証(保険証)等の返却…所属所の事務担当者へお渡しください。 ※被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて返却してください。 ※公立学校共済組合他支部へ異動の方は、異動先の支部へ返却になります。
	年金関係 ①組合員転出届書 ②履歴書… 任命権者が証明したもの 。

2. 所属所異動等

組合員証(保険証)等の返却は不要ですが、手続が必要です。手続を行わないと、当組合から通知文書が届かない場合がありますのでご注意ください。

他の所属所へ異動 ※新所属所からの手続。	資格関係 ①組合員異動報告書(所属所間異動等)
住所変更 ※該当者がいる都度手続ください。	資格関係 ①記載事項等変更申告書(組合員証等の返却は不要)
	年金関係 ①国民年金被保険者住所変更届(組合員の被扶養配偶者のみ)

3. 資格取得

再任用(フルタイム)職員になられる方は、組合員証(保険証)の番号が変わりますので、旧所属所から「資格喪失の手続き」を、新所属所からは下記の手続きを行うこととなります。※市町村費職員の方は一度公立学校共済組合までご連絡をお願いします。

再任用職員となった ※更新者は手続不要。所属所が変わる場合は、「2 所属所異動等」手続が必要。	資格関係 ①組合員申告書 ②辞令の写し ③被扶養者申告書、添付書類等 (3月まで扶養手当を受給していた方で、4月から引き続き認定を受ける場合は、再認定が必要です。)
---	---



退職後の健康保険制度について

退職すると、組合員の資格を失い、いずれかの健康保険制度に加入することになります。
質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



- ※1 国民健康保険料の詳細については居住市町村の担当窓口へお問い合わせください。
 ※2 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくは家族の加入している保険者へお問い合わせください。
 ※3 平成28年10月1日から厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴い短時間労働者も健康保険の適用対象となりました。健康保険の適用の有無についてはおため先へご確認ください。

「任意継続組合員」とは？

退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長2年間加入できます。(※再任用フルタイム者も、再任用退職時に加入できます。)

在職中と比べて受けられない給付

・休業手当金 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金
 ※傷病手当金 ※出産手当金
 (※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)

任意継続組合員になる要件は？

- 退職日の前日まで1年以上組合員である方。(転入前の期間も含まれます。)
- 退職日から起算して20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。
 払込み期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください!!

(例)令和2年3月31日退職の場合⇒令和2年4月20日(月)までに申出と払込みが必要です!!

詳しくは、令和2年2月上旬に所属所へ通知いたします。

知っておきたい公務員の年金制度

組合員が、退職したときや在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは不幸にして死亡したときに、老後の生活や残された家族の生活の支えとして、年金が支給されます。

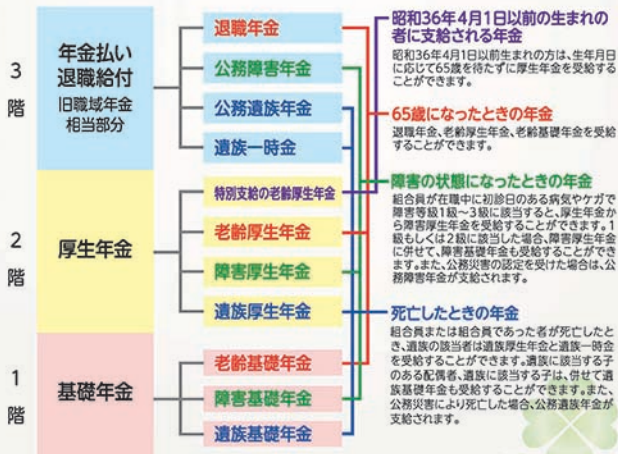
●年金制度のしくみ

公的年金制度は、すべての国民に共通する国民年金(基礎年金)、その上乗せとして厚生年金という2階建てのしくみをとっています。被用者年金制度の一元化により、公務員については新たな3階部分として年金払い退職給付(旧職域年金相当部分)が創設されています。

	自営業など 	民間 会社員 	公務員 
3 階			年金払い退職給付 (旧職域年金相当部分)
2 階		厚生年金	厚生年金
1 階	基礎年金	基礎年金	基礎年金

●年金の給付について

年金の給付には、受給権発生年齢に到達すると発生する「老齢給付」、障害等級が1～3級に該当すると発生する「障害給付」、組合員の死亡した際に、遺族がいた場合に発生する「遺族給付」があります。



●年金請求の時効について

年金給付を受ける権利は、受給権が発生した日から5年を経過すると時効により消滅します。受給権が発生しても、請求を行わなければ受給することはできませんのでご注意ください。

知っておきたい障害厚生年金

障害厚生年金は、病気やケガにより一定の障害状態になったときに請求できる年金です。被用者年金の一元化により、在職中でも支給されるようになりました。

支給要件

障害厚生年金を受給するには以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1 「初診日」において組合員であること

「初診日」: その傷病について初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

2 「障害認定日」に「障害等級」の1級から3級に該当する障害状態にあること

「障害認定日」: 原則として、初診日から1年6月を経過した日をいいます。
「障害等級」: 年金制度で定める等級で障害者手帳の等級とは異なります。

3 「保険料の納付要件」を満たしていること

「保険料の納付要件」: 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あることが必要です。

特例症例

障害認定日は初診日から1年6月を経過した日となりますが、以下の特例症例については、それぞれ定められた日が障害認定日となります。

○眼頭の摘出(全摘出手術を施した日) ○人工骨髄・人工関節の挿入、置換(挿入、置換日) ○上肢・下肢を切断、離断(切断、離断日) ○脳血管疾患による機能障害が望めない場合(初診日から6月経過した日以後) ○在宅療養療法の開始(在宅療養療法の開始日) ○ペースメーカー、人工弁の装着(装着日) ○心臓移植、人工心臓、補助人工心臓(移植、装着日) ○CRT、CRT-D(装着日) ○胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管を挿入置換(挿入置換日) ○人工透析療法の開始(透析開始日から3月経過日) ○人工肛門増設、保肛変術の施行(増設、施行から6月経過日) ○新築家の造設(造設日) ○適正な植物状態であるもの(状態に至った日から3月経過した日以後)

認定日請求

組合期間中に初診日のある傷病について、障害認定日の障害状態が、障害等級の1級から3級に該当する場合に請求することができます。



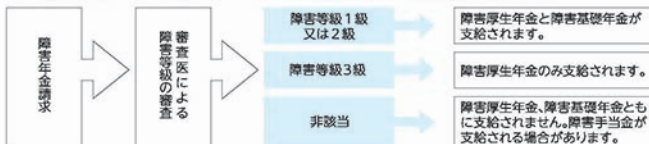
事後重症請求

障害認定日時点では障害等級の1級から3級に該当していなくても、その後65歳に達する日の前日までに以下の要件を満たすことになったときは、当該期間内に請求することにより、障害厚生年金が支給されます。



請求手続き

障害年金を受給するためには請求手続きが必要です。ご自身の症状を主治医に相談のうえ、請求を希望される方は当支部までご連絡ください。担当者が状況を確認し、必要書類を送付します。

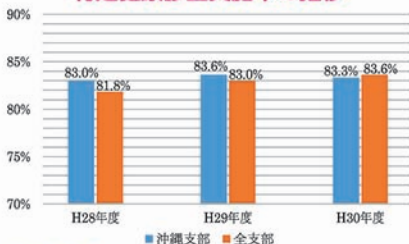


沖縄支部

「平成30年度 特定健康診査・特定保健指導」実績

特定健康診査・特定保健指導とは 高齢者医療確保法により、医療保険者に義務付けられた、40～74歳の加入者を対象とした生活習慣病の予防を目的とした健診・保健指導です。医療保険者は、その年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施状況を翌年の10月に国へ報告することとされております。※組合員の方は、定期健康診断又は人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したものとみなされます。

特定健康診査実施率の推移



47支部中
30位

平成30年度
特定健康診査受診率

83.3%
(全支部平均83.6%)

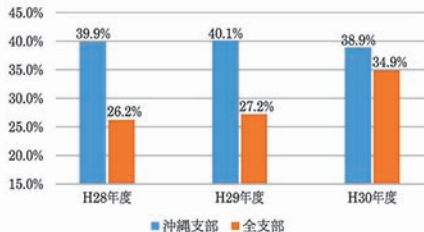


47支部中
21位

平成30年度
特定保健指導実施率

38.9%
(全支部平均34.9%)

特定保健指導実施率の推移



生活習慣病は、一人一人が、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。
1年に一度、特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。

健康保持・疾病予防にスポーツ施設を 活用しませんか？



スポーツ施設利用補助については、平成27年度より実施しており、今までに、多くの組合員にご利用いただいております。

今年度の実施状況(令和元年10月末日まで)は延べ6,727回で、利用したことがある組合員は2,485名となっております。

年間を通してご利用いただける事業となっておりますので、さらに多くの組合員のご利用よろしくお願ひします。



平成31年度 スポーツ施設利用補助実施状況



※比較参考 昨年度(平成30年度)実績(年間):利用回数…延べ10,549回
利用者数…3,831名

◎指定スポーツ施設

- スポーツパレスジスタス(美里店・浦添店・那覇店・ABLOうるま店)
- スポークフィットネスセンター(名護市) ■NB沖縄(南風原町)

◎利用方法

各施設の受付で組合員証(保険証)を提示で、1回550円で利用できます。(月上限8回まで)



運動不足やストレスの解消にぜひご利用ください!





平成31年度【女性のための健康セミナー】・ 【保護者対応セミナー】を開催しました!



【女性のための健康セミナー】

開 演 日	会 場	受講者数
R1.8.5(月)	沖縄空手会館	53人
R1.8.6(火)	P S SQUARE	64人

講師【講話・アロマ体験】樋口 恵子 (株式会社カイテック)

【運動】杉島 小百合 (インストラクター)

プログラム 講話「明日の自分が輝くために」

体験「今ここを感じるハンドトリートメント (アロマ体験)」

運動「ラテンのリズムで心をおどらす」

感想：・とても楽しく受講することができました。アロマはさっそく家族にもやってみたいと思います。

・女性特有の体のしくみ、健康問題への対応の仕方を理解できた。

女性のための健康セミナー



【保護者対応セミナー】

開 演 日	会 場	受講者数
R1.8.19(月)	沖縄県教職員共済会館 (八汐荘)	61人
R1.8.20(火)	P S SQUARE	72人

講師 小野田 正剛 (大阪大学大学院教授・教育学博士)

プログラム 講話「保護者とのいい関係づくり」

ワークショップ「保護者対応トラブルに遭遇したときどう対応するか」

感想：・保護者への対応＝グレームという意識を持っていたので、意識が変わりとてもいいきっかけとなりました。

・保護者のバックにある背景も考えながら対応することも大切だと分かった。ありがとうございました。



予防接種はお済みですか?



予防接種補助事業の提出期限が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。



・対象者 公立学校共済組合沖縄支部組合員
(被扶養者及び任意継続組合員を除く)

・接種期間 令和元年10月1日から令和2年2月29日

・提出期限 **令和2年3月5日必着** お忘れなく!

・提出先 沖縄県教職員互助会(互助会未加入も
の方も上記へご提出ください。)
年度1回に限り補助



※請求書等の不備がないように提出をお願いします。

不備がある場合は受付できません。

被扶養者の認定状況の確認(検認)について

令和元年7月1日を基準として実施しました検認について、みなさまのご協力ありがとうございました。今回の検認も、選って認定を取消す事例が多くあり、医療費の返還請求が高額になるケースが多数見受けられました。

資格喪失は、認定要件を欠いた日でも選りますので、被扶養者が認定要件を満たしているか日頃より十分ご留意いただきますようお願いいたします。

平成31年 検認 選及取消事由 検認対象者:689名

他の健康保険に加入をしていた 67件

(例)就職(またはアルバイト・パート等)をしていて、職場から健康保険証が交付されていた。
…健康保険の被保険者となった場合は、速やかに取消の手続きを行ってください。
被扶養者に自身の健康保険証が発行された場合、公立共済の被扶養者証(健康保険証)ではなく、自身の健康保険証が優先されます。選はできません。

アルバイト先で健康保険証が交付されることあるのか!



収入超過(アルバイト・パート等) 18件

(例)被扶養者の収入(税控除前の総収入)が、認定基準年額(または月額)を超えていた。
…基準年額は130万円となりますが、月額108,334円(130万円÷12ヶ月)が3ヶ月連続して超過した場合
は恒常的な収入として見込まれるため、実際に130万円を超えていなくても取消になります。
収入には交通費も含まれますので、所得税法上の課税所得とは異なります。
※ 障害年金または60歳以上の公的年金受給者の基準年額は180万円になります(年金以外の収入も含む)。
基準月額15万円(180万円÷12ヶ月)。年金証書など通知を受領した年月日を覚えておくようお願いします。
※ 給与形態が月給払いの場合や時給でも契約内容が就業当初から認定基準月額を超える場合等は、就業日から取消になります。

収入月額も確認しないとダメ!

送金なし 1件

(例)組合員と被扶養者が別居している場合、送金が要件となるが、送金をしていなかった。
(例)組合員の父母や孫など(子と配偶者除く)を扶養している場合、認定を受けている者の収入額に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが要件となるが、要件を満たしていなかった。
…組合員と別居している場合は、生計維持関係を確認するため、送金の事実を確認しています。
$$\text{収入額} = \text{被扶養者自身の収入} + \text{組合員からの送金額} + \text{組合員以外の送金額}$$
$$\text{収入額} \div \frac{1}{3} < \text{組合員からの送金額}$$

※ 現金の手渡しは送金の記録が確認できないため、送金事実として認められません。
必ず、送金していただくようお願いいたします。
※ 被扶養者の収入金額が変わったら、送金額も変わる必要があります。被扶養者の収入状況に変化がありましたら、送金額を見直すようお願いいたします。(例)被扶養者に年金支給が決定した。

共同扶養 1件

(例)組合員以外の被扶養者として認定されていた。
(例)組合員以外の扶養義務者の収入が組合員よりも1割以上高かった。
…組合員と組合員以外の扶養義務者の収入を比較します。不動産や株式、自営業、農業などの収入がある場合は所得証明書に加え確定申告書と収支内訳書や株等の譲渡収入を明らかにする書類等の内容を確認しています。



被扶養者の認定について

年度末に向けて今後、ご家族を被扶養者として認定したいとお考えの方もいらっしゃるかと思います。被扶養者として認定するには、各保険者で認定基準が異なります。公立共済は下記のとおりとなりますので認定要件を満たしているか参考にしてください。

被扶養者の認定事務の方法については、「普通認定」と「特別認定」の2つがあります。
必要書類はホームページや所属に配付している冊子でもご確認いただけます。
※新たに認定を行う方は、まず給与条列上の扶養親族として認定されるのが先にご確認ください。

Q1.給与条列上の扶養親族として認定されている

はい 「普通認定」の必要書類を所属所を通して提出。 **いいえ** Q2.に進む。

Q2.他の者の扶養には入っておらず、被扶養者の要件は満たしている

はい 「特別認定」の必要書類を所属所を通して提出。 **いいえ** 認定要件を満たした際にお手続きください。

被扶養者の要件

- ①主として組合員の収入により生計を維持している配偶者、子、父母、祖父母、及び兄弟姉妹
- ②組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で、①に掲げる以外の者
- ③年間収入が130万円(障害年金または60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満であること
- ④国内に住所を有するものまたは、国内に生活の基礎があると認められるもの(令和2年4月1日より施行)

①主として組合員の収入により生計を維持しているとは？

被扶養者として認定するには組合員と他の扶養義務者の年間収入を比較し組合員の収入が高い必要があります。所得証明書以外にも確定申告書、収支内訳書、株等の譲渡収入を明らかにする書類をお願いする場合があります。

(例)父を扶養に入れたい→組合員以外の扶養義務者は母、兄弟姉妹

(例)長女を扶養に入れたい→組合員以外の扶養義務者は組合員の配偶者

別居している組合員の父母や祖父母及び兄弟姉妹を認定する場合、送金を明らかにする書類の添付が必要です。現金手渡しは認められませんので、送金の記録が確認できる書類の保管をお願いします。

②3親等内の親族で①以外の者は組合員と同一世帯に属しないと認定されないのか？

同一世帯要件がある続柄の方なので送金をしていても同一世帯でないと認定することはできません。ただし、同一世帯の捉え方は個々の事例によって異なるのでご不明な点は事前にお問い合わせください。

③収入は130万円(障害年金、60歳以上の公的年金受給者は180万円)を超えなければいいのか？

収入は年間だけではなく、収入の月額が108,334円(年金受給者は150,000円)を3ヶ月連続で超過しないことなども認定要件として必要です。ただし、3ヶ月未満の短期労働は月額が上限を超えていても130万円を超えるまでの間は認定することが可能です。

雇用保険の失業給付を受給する際は、月額3,612円を超えないことも認定要件として確認します。

④国内に住所がなければ認定されないのか？

原則的には国内に住所を有している必要があります。ただし、国内に生活の基礎があると認められるものについては、例外的に国内居住要件を満たすことになります。国内に住所がない方に関しては、国内居住要件の例外に該当することを証する書類等の添付を求め確認します。

(例外的例)外国において留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する者など

被扶養者の認定手続きは30日以内に！

30日 を過ぎると扶養の事実発生日から認定できない場合があります。



お知らせ！カードケースを廃止いたします。

現在、組合員証や被扶養者証(健康保険証)、限度額適用認定証などは発行時にカードケースに入れてお渡ししておりましたが、今後は現在ある在庫がなくなり次第、カードケースを廃止いたします。発行するカード用紙はこれまでと変わりませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。



退職・転出による貸付金の償還について

退職・転出時に貸付未償還元金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区 分	償 還 方 法
退 職	<ul style="list-style-type: none"> 退職時に未償還金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。 退職手当から未償還金が全額控除できなかった場合は、別途納付していただきます。
転出される場合 沖縄県市町村職員 共済組合へ転出 地方職員共済組合 沖縄県支部へ転出 他都道府県の公立学校 共済組合へ転出 国家公務員共済 組合へ転出	<ul style="list-style-type: none"> 次の償還方法がありますので、選択してください。 (1)自己資金で全額即時償還する。 →希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。 (2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 →「貸付金残高証明書」を転出先の共済組合へ提出し、貸付申込手続きをお取り下さい。 (3)転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し公立学校共済組合へ毎月償還を継続する。(徴収嘱託制度) →「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の支部で引き続き償還が可能です(組合員本人の手続きは不要)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、未償還金を全額即時償還していただきます。 (1)自己資金で全額即時償還する。 (2)転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。 →「申出書」の提出が必要です。

教育資金の準備はお済みですか？

～教育貸付けのご案内～

4月にお子様が大入進学するという組合員の方も多いのではないのでしょうか？公立学校共済組合には大学等への入学または修学のために必要な費用を対象とする教育貸付けの制度がございます。費用面で困りの方はぜひご利用ください。

利率
1.32% (年利)

借入限度額
550万円

返済期間
20年10ヵ月以内

貸付けの対象となる費用 (おおむね1年以内に必要となるもの)

1 教育機関への支払費用

- ・ 入学金、授業料
- ・ その他諸経費等

2 転居に伴う費用

- ・ 敷金、礼金及び家賃、寮費
- ・ 引越し費用等

3 教育ローンの借換え

- ・ 民間金融機関等の教育ローンの借換え



貸付けに関する注意事項や必要添付書類等の詳しい内容は当支部のホームページでご確認下さい。



教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 **0120-24-8349**

○一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
○利用時間 1回20分程度



介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 **0120-515-579**

月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度



女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

通話料 無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ



電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 **0120-783-269**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）
○利用時間 1回50分程度

○面談によるカウンセリングは1年間5回まで無料
○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用できます（通話料無料）
詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。
トップページ「組合員専用ページ」健康相談事業のご案内



Web相談（こころの相談）

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269
○臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

表紙の写真募集

「福利おきなわ」の表紙写真を募集します。

- 応募作品について
 - ・作品は未発表のものに限ります。
 - ・特定の人物が判明できるような作品は不可とします。

- 応募方法
 - 1～5についてご記入のうえ、メールにて写真を送信ください。
 - 〈メールアドレス:somukosei47@kouritu.or.jp〉

- 1.所属所
- 2.氏名
- 3.ペンネーム（ペンネームの希望の場合）
- 4.撮影場所もしくはタイトル
- 5.ご連絡先

- ※いただいた個人情報は、この記事の目的にのみ使用します。
- ※「福利おきなわ」は当支部ホームページに掲載します。

採用された方には、図書カードを進呈します。多くのご応募をお待ちしております!!

